

# 予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：衛生費 項：保健予防費 目：精神保健費

## 事業名 精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業費補助金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

健康福祉部 保健医療課 精神保健福祉係 電話番号：058-272-1111 (内 2544 )

E-mail : [c11223@pref.gifu.lg.jp](mailto:c11223@pref.gifu.lg.jp)

1 事業費 2,930 千円 (前年度予算額 : 2,964 千円)

### <財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	2,964	0	0	0	0	0	0	0	2,964
要求額	2,930	0	0	0	0	0	0	0	2,930
決定額	2,930	0	0	0	0	0	0	0	2,930

## 2 要求内容

### (1) 要求の趣旨 (現状と課題)

精神障がい者又は精神障がい者を抱える世帯は、経済的な基盤が安定せず、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所への通所費用の負担も困難な状況にある。

通所に伴う経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰を促進する。

### (2) 事業内容

市町村が精神障がい者の下記施設等への鉄道等による交通費に対し助成を行った場合に、市町村に対し一定割合を助成する。(岐阜県精神障害者小規模作業所等交通費助成事業実施要綱)

#### (対象施設)

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定社会復帰施設 等

#### (対象者)

- ・ 精神障害者保健福祉手帳所持者

(3) 県負担・補助率の考え方

通所者 1/2 、市町村 1/4 、県 1/4

※身体障がい者、知的障がい者は鉄道運賃の割引があるのに対して精神障がい者は鉄道運賃の割引がない。こうした不利な状況を補うとともに、精神障がい者の地域への移行に資する事業であることから県負担は妥当といえる。

(4) 類似事業の有無

無

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額 (千円)	事業内容の詳細
補助金	2,930	市町村が行った精神障がい者への交通費助成の実績に応じて補助する
合計	2,930	

**決定額の考え方**

## 県単独補助金事業評価調書

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

補助事業名	精神障がい者小規模作業所等交通費助成事業費 補助金
補助事業者（団体）	市町村 （理由）市町村が鉄道の利用経費の一部を補助する場合に、 県が市町村の負担する経費の一部を補助する。
補助事業の概要	（目的）精神障がい者の社会復帰及び社会参加の促進 （内容）精神障がい者の作業所等への通所による交通費助成
補助率等	定額・ <u>定率</u> ・その他（例：人件費相当額） （内容）精神障害者が負担した経費の半分を補助する。 （理由）岐阜県精神障害者小規模作業所等交通費助成事業費 補助金交付要綱による。
補助効果	精神障がい者の経済的負担の軽減により社会復帰及び社会参加が促進される。
終期の設定	終期令和3年度 （理由）継続的に実施予定であるが、事業内容の見直し時点として設定

### （事業目標）

<p>・ 終期までに何をどのような状態にしたいのか</p> <p>精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所等への通所に伴う経済的負担を軽減することにより、精神障がい者の社会復帰を促進する。</p>
---

### （目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前 (H**年度末)	目標 (R2年度末)	目標 (終期)
申請に対する各市町村への助成	—	100%	100%

	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度
補助金交付実績	2,883千円	3,026千円	2,986千円	2,778千円	(要求額) 2,964千円	(要求額) 2,930千円
指標目標	100%	100%	100%	100%	100%	100%
指標実績	100%	100%	100%	100%	(推計値) —	(推計値) —
指標達成率	100%	100%	100%	100%	(推計値) —	(推計値) —

(前年度の成果)

市町村が精神障がい者の作業所等への通所による交通費に対し助成を行った場合に、市町村に対し一定割合を助成した。

(今後の課題)

・ 事業が直面する課題や改善が必要な事項

精神障がい者の増加に伴い、交通費の助成額は増加の一途を辿るため、その対応が課題となる。

(事業の評価)

・ 事業の必要性 (社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か)

○ : 必要性が高い、△ : 必要性が低い

(評価)

○

精神障がい者又は精神障がい者を抱える世帯は、経済的な基盤が安定せず、精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所等への通所費用の負担も困難な状況にある。したがって、通所に伴う経済的負担を軽減することは必要である。

・ 事業の有効性 (指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)

○ : 概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている

△ : まだ期待どおりの成果が得られていない

(評価)

○

精神障がい者の社会復帰及び社会参加を促進するため生活訓練を行っている作業所等への通所に伴う経済的負担は軽減された。

・ 事業の効率性 (事業の実施方法の効率化は図られているか)

○ : 効率化は図られている、△ : 向上の余地がある

(評価)

○

補助対象を精神保健福祉手帳によるサービスが受けられない交通手段のみに限定することで、事業の効率化を図っている。

(事業の見直し検討)

精神障がい者の増加に伴い、助成額そのものは増加を強いられるため、助成額の増加を見越した財源の確保が必要である。

もしくは財源に応じて助成額の割合の見直しを検討していく必要がある。

(終期到来時の翌年度以降の事業方針)

**継続**・削減・統合・廃止

(理由)

精神障がい者や精神障がい者を抱える世帯が、経済的に不利な立ち位置にあることが現状である。また、精神障がい者は増加傾向にあり、公共交通機関を利用して作業所等へ通う人数は今後増加していくと考えられる。